

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	平成29年度第2回東浦町環境審議会	
開催日時	平成29年8月7日（月）午後1時30分～午後3時30分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	久米 弘氏 長屋 知里氏 成田 盛雄氏 園谷 益男氏 伊藤 彰近氏 野田 雅代氏 藤井 敏夫氏 石川 尚氏
	事務局	成田生活経済部長 古鷹環境課長 長坂課長補佐兼環境保全係長 畔上課長補佐兼環境衛生係長 片山主事 花原主事
欠席者	委員	野村 雅代氏 竹田 正巳氏 外山 恭子氏 土野 広道氏 鈴木 あや子氏
議事	議題 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について 報告 東浦町環境基本計画実施計画（平成28年度実績）について	
傍聴者数	2名	
備考		

事務局：あいさつ  
会議の公開の報告  
傍聴者人数の確認（傍聴者２名）  
会議録作成のための録音並びに写真撮影の了承

事務局：あいさつ  
第１回環境審議会において、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）に対して多くの意見をいただいた。いただいた意見を踏まえ計画（案）の修正を行ったので、改めて意見をいただきたい。

会長：あいさつ  
東浦町家庭系ごみ減量化実施計画の諮問を受け、第１回環境審議会では多くの意見をいただいた。より良い計画を策定するため、今後も貴重な意見を賜りたい。

事務局：送付資料の確認  
環境審議会成立の確認  
以降の議事進行を会長にお願いする。

会長：次第２、議題に入る。  
本日の議題は、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）についての１件である。資料１～３に基づき、事務局より説明する。

事務局：第１回環境審議会ですいただいた意見を加味し、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）の修正を行った。  
資料１に基づき、いただいた意見及び町の考えを説明する。  
質問１は、「表紙裏、１０行目に「事項を項目を」として」と記載があるが、これは誤りではないか。」という意見である。  
この質問に対して、「事項を項目を」という記載は誤りであるが、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画についてという題目で記載されていた文章そのものが不要であると判断したため、計画から削除した。  
質問２は、「民間業者が設置した資源ごみ回収の利用者が増加しているが、民間業者の参入を加味した役割分担のあり方を検討すべきではないか。」という意見である。  
この質問に対する町の考えとして、本計画はごみ全体量の減少を目的としているため、可燃ごみとして出されている資源ごみの分別回収を促進するが、民間業者が資源ごみの収集を行っても資源化の効果は変わらないと考えるため、役割分担を行う

ことは考えていない。

質問3は、「1ページ表2に記載されている委託料がわかりにくいいため、詳細な説明資料が必要である。また、ごみの減量は環境維持のために重要な事項であるため、有料化分については消費税がかからないようにしたほうが良い。」という意見である。

この質問を踏まえ、町として表2の見直しを行い、事業費ごとの記載へと修正した。また、経費の内訳がわかりにくいと意見があったため、合計欄に計算式を追記した。

なお、ごみ処理手数料の消費税について税務署へ確認を行ったところ、ごみ処理手数料には消費税がかかるということであった。そのため、条例で手数料を定める際に消費税を加味して計算を行う。なお、ごみ処理手数料は、通過勘定となるため、町から小売店、住民までの流通の過程で金額が変わることはない。有料化導入後の小売店の利益については、ごみ袋販売業務手間賃に消費税を加味した額を、町から小売店へ支払う。

質問4は、「本計画は6月に諮問、8月に第2回環境審議会、9月にパブリックコメントを行う予定であると示されていたが、あと1回しかない会議で今から計画（案）を作成するのは難しいのではないか。」という意見である。

この質問に対する町の考えは、本計画について本審議会での新たな計画（案）を作成するのではなく、町が示した計画（案）に対する意見を委員よりいただき、修正を行っていくものである。今後、パブリックコメントで広く意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画（案）を修正する。

質問5は、「11ページに記載されていた（4）負担軽減措置について、負担軽減措置として紙おむつ・ボランティア清掃ごみは対象外と記載しているが、現状の処理方法との比較がほしい。」という意見である。

この質問に対する町の考えは、現在、紙おむつは町指定ごみ袋に入れ燃えるごみとしてごみステーションで回収しているが、有料化後は中が見える透明な袋に入れ、袋に「紙おむつ」と書いた上でごみステーションに出す方法を検討している。これは、有料化の対象となる可燃ごみと区別を図るためである。また、ボランティア清掃ごみは、町からボランティア団体へごみ袋を提供しており、有料化後も同様の手法を継続する予定である。

質問6は、「ごみを東部知多クリーンセンターへ直接持ち込み、中身のみをピットに入れ、ごみ袋の再利用を行った場合に処理料金を割引するなどのメリットがあれば良い。」という意見である。

この質問に対する町の考えは、本計画はごみの減量を目的と

しており、直接持ち込みを推奨するものではないため、直接持ち込みによる割引などの措置は考えていない。なお、現在でも東部知多クリーンセンターへごみを直接持ち込む場合、ごみ袋の再利用のために使用したごみ袋を持ち帰ることは可能である。

質問7は、「有料化の目的に財政負担の軽減とあるが、ごみ処理に使用されていた税金は、有料化後にどのように使用するのか、説明があれば良い。」との意見である。

この質問に対する町の考えとして、有料化による手数料収入は、ごみ処理及び資源化やごみ減量に関する施策に活用する。以上が委員よりいただいた意見と町の回答である。

資料3に基づき、計画（案）の修正箇所について説明する。

計画（案）表紙裏に記載されていた東浦町家庭系ごみ減量化実施計画については資料1で説明したとおり削除する。

目次ページ、4 家庭系ごみ有料化制度についてに（4）手数料収入の使途を追加した。

1 ページ、表2の変更については資料1で説明したが、表中の経費を修正したことにより、2 ページ1 行目の1 t 当たりの処理経費を修正した。

3 ページ、表3は、今年度ごみの組成調査を実施したため修正した。今後もごみの組成調査を継続的に実施し、調査結果の分析やごみ出しの傾向把握に努める。

7 ページ（4）ごみ有料化を実施した場合のごみ量の見込みについて、内容をわかりやすくするため、抜粋元である添付資料を記載した。

9 ページ（2）有料化の方法について、修正前の計画（案）では「指定ごみ袋に有料化分を上乗せする方法が適切＝排出量単純比例型」という記載があったが、一文を削除した。また、10 ページ（3）手数料の額の設定においても「指定ごみ袋の容量10 当たり1 円とします。」という見出しがあったが、一文を削除した。なお、目標の明確化と金額の設定を近隣市町の動向を確認しながら検討するため、内容についても修正を行った。

（4）手数料収入の使途については、委員より意見をいただいたため、新たに追加した。また、これに伴い以降の番号を修正する。

（5）負担軽減措置には、「紙おむつ、ボランティア清掃ごみは対象外とします。」と見出しがあったが、不要であると判断したため一文を削除した。

11 ページ（7）有料化までのスケジュールでは、有料化は今後実施することであるため、予定であるとの表現へ修正を行った。

- 会 長：第 1 回環境審議会での意見を含め修正した計画（案）について、事務局より説明があった。質問や意見はないか。
- 委 員：資料 1 にある意見は、全て私が出したものであるように思う。他の委員からの質問はなかったのか。
- 事 務 局：意見は、2 名の委員よりいただいた。同様の意見については内容をまとめたうえで示している。
- 委 員：計画（案）に対する意見は、会議の場での発言、文書で後日送付と様々あるが、それぞれ 1 つの手段であると考える。  
資料 2 最終ページに記載された表 2 の新旧表であるが、旧表にあったごみ関連経費（ごみ袋購入費等）に、町がごみ袋を小売店へ売った収入は計上されていると考えて良いか。
- 事 務 局：旧表のごみ関連経費は、ごみ袋の製造業者からごみ袋を購入した額は記載されているが、小売店への販売収入額を計上していなかったため、新表において計上した。
- 委 員：新旧表で含まれている経費が異なると、単純に比較ができなくなり、新表が正確であるかの判断もできなくなるので、再度確認が必要である。また、ごみ袋販売収入が計上されていないのであれば、ごみ関連経費にごみ袋購入費を入れるのは不自然である。
- 事 務 局：旧表には、ごみ関連経費として製造業者からごみ袋を購入した費用は計上していたが、小売店に販売した収入が入っていなかったため、見直しを行いごみ袋の販売収入を含めることとした。
- 委 員：新旧で整合が取れていないが、1 t 当たりのごみ処理経費に影響しないか。受益者負担額等の根拠になるので、この数字が変わってしまうのは問題であると考える。また、旧表の可燃・不燃ごみ収集運搬と新表の①は同じものか。
- 事 務 局：新表①には、可燃・不燃ごみ収集運搬とごみ関連経費、その他の雑費を含んでいる。
- 委 員：新表の②と④は、旧表の資源ごみ回収・中間処理を分解したもののか。

事務局：一部考え方を変えており、旧表では主な事業費としていたため細かな経費は計上していないが、新表の②には資源ごみ回収の委託料や旧表には入れていない消耗品購入費等の資源ごみ回収にかかる経費を計上している。

委員：内訳もだが、1 t当たりの処理経費が大きく変わっている。この表2は、1 t当たりの処理費用が有料化によってどの程度変わるかを示す資料であるため、説明を行う中で対比できる資料であることが望ましいと考える。また、東部知多衛生組合へ持ち込む際の委託料だが、これは処理量に対し支払うのか。

事務局：人口割と、実際に処理した量で割る実績割がある。

委員：有料化によってごみ処理量の2割減量为目标としており、実績割は単純に2割削減が可能であると考えますが、人口割をどのように削減するのか検討してほしい。

会長：整合性のある資料でなければ理解が難しいため、十分注意しながら検討を行ってほしい。

委員：資料1の質問1、表紙裏「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について」を不要と判断した理由について、通常の計画であれば、計画作成の背景や位置づけ、目的が示されている。計画内には減量化の目的が示されているが、計画自体の目的や背景が示されていないので、表紙裏を削除すると判断した理由を聞きたい。

事務局：表紙の裏書に記載していた内容が、内部資料的な意味合いが強く、背景等についてはごみ処理の現状と課題などで説明すべきと考えたため、削除した。

委員：以前の文面をそのまま使用することは問題だと思うが、計画内で目的や背景、概要が記載してあるものが一般的であるため、目的などを示すものがあるほうが良いと考える。

事務局：作成に至る経緯等を示すよう内容を再検討する。

委員：表紙裏に記載される計画の目的や作成の背景は、パブリックコメントの際に示すものであるため、計画に記載されていた方が良いと考える。

委員：本計画の策定主体が町長であるなら、町長の思いなどを冒頭に入れると良いと考える。また、資料3、3ページに先進市町の取組が記載されており、5ページの東浦町の取組が記載されているが、東浦町が独自で取組んでいることを強調して示すのも良いと考える。

委員：資料3、10ページの表8、県内の有料化市町村の手数料の額だが、1戸当たりの処理経費が0.43円や0.5円、1円と様々あるが何か理由があるのか。また、本町は1戸当たり1円としているが、単純に少ない町の約2倍である。この処理経費を1円にするのに、東部知多衛生組合で処理経費を下げるための努力を行ったのか。

事務局：他市町の経費は、処理経費から算出したものではなく、削減目標に合わせて定めていると考えている。また、本町でも同様の考え方で、約1円でごみ排出量を2割削減できるという見込みで額を定めた。

委員：この表では、単純に他市町と本町の1戸当たりの経費を比較できないということか。

事務局：表8は比較資料ではなく他市町の状況を示しており、各市町で実際の処理経費と近隣市町の状況、住民負担として妥当な金額を考慮して決めていると考える。本町は、処理経費の約3分の1が1円で、かつ統計的に2割の削減効果がある料金体系から1円にしたいと考えている。

また、住民には安いほうが良いが、安いと削減効果が得られにくいと考えられるため、ある程度の経済負担としてどの市町も料金設定をしていると考える。

委員：市町によって受益者負担の率は異なるのか。市町村ごとに受益者負担額を算出する計算式が異なるのであれば、表8は不要ではないか。

委員：表8は各市町が並列に表記されているので、導入の時期ごとに並べると近年の流行がわかる。これを1度確認し、指摘内容を踏まえて表記すれば良い。受益者負担の割合は政策の話になるため、現在の流行を把握すると同時に行政として受忍限度の判断を行うべきであると考えている。

事務局：導入時期や同じ事務組合で行っている場合はあまり差をつけていないと考えられるため、再度調査を行う。

委員：導入した市町を一覧に掲載すると同じ条件と思われやすいので、載せるのであれば記載内容や順番を精査するべきである。

委員：資料 3、10ページの新たに追加した一文に図 3-2-4 を参考にとあるが、この図をすぐに見つけられなかった。また、計画内に、有料化の対象外となるボランティア清掃ごみや紙おむつの捨て方が書いてないが、捨て方が決まった段階で記載されるのか。

事務局：図 3-2-4 については、添付資料の掲載ページを示すなどわかりやすい記載を行う。また、ボランティア清掃ごみや紙おむつの捨て方については、具体的な手法が決まっていないため、明記していない。

委員：住民にとって、有料化の理由やごみの出し方がどのように変わるかが一番知りたい事項であると考え。ごみの出し方が変わるものについては、出し方を明記してほしい。

会長：本審議会前に、委員より寄せられた意見を事務局より説明する。

事務局：質問 1 は、「事前に委員の意見を集約して議事進行を進めることで、時間を有効活用できるのではないか。」という意見である。本審議会は、事前に送付した資料等にあらかじめ目を通していただき、会議で意見をいただくという方法をとっている。

委員：事前に意見を提出するのは、忙しい方もいるので難しい。事前に意見を言うのも、会議において説明を受けたうえで発言するのも、それぞれの考え方によるものであると考える。

会長：他の委員会の委員長も務めているが、資料に対する意見を事前に事務局へ提出するというのを、強要することはできない。

事務局：質問 2 は、「資料 1 で資源ごみ回収の民間業者の参入によって、町が資源ごみの売却金収入が得られなくなる。」という意見である。資源ごみ売却金収入の減少は大きな問題であると考えており、各区長とも協議し広報等で町の回収に出すよう周知してい

る。

質問 3 は、「東浦町パブリックコメント手続に関する要綱（計画等の案の公表第 5 条）に概要の公表や目的及び背景考え方関連書類の公表に努めると規定があるため、要綱に沿った実施を期待する。」といった意見である。パブリックコメントの手続きを実施する際に注意して行う。

質問 4 は、「資料 1 に添付されていたごみ袋の流通ルートで、有料化後のごみ処理手数料（原価以下＋消費税）の原価以下とはどういうことか。」という意見だが、これはごみ処理に係る人件費や物件費等の費用以上の金額にはしないということである。また、「製造業者から町、小売店、住民とごみ袋が流通する過程でどのように価格が変わるのかを金額を入れて説明してほしい。」という意見については、口頭での説明が難しいため、例として仮の金額を入れた表を作成する。

質問 5 は、「資料 3 に添付資料として出典が書いてあるが、リンクを添付してほしい。」という意見である。本計画については、ホームページに掲載する際に、参考資料の出典やリンク等分かりやすい手法を検討する。

質問 10 は、「添付資料としてあげられている、一般廃棄物有料化の手引き（平成 25 年 4 月環境省）の基本的事項を確認し、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画に記載されていない項目は、有料化の正当性、評価と見直しであると判断したが、制度の評価や見直しを概ね 5 年に 1 度実施するといった記載が必要である。」という意見である。有料化は、町民の負担を伴うものであるため、町民の理解と協力がなければ進まない。そのため、有料化実施後も状況や効果の把握、制度の評価を行い、東浦町ごみ処理基本計画の改定に合わせ見直しを行う予定である。なお、見直しや評価の記載については、計画内に明記するよう検討する。

会 長：他に意見や質問はあるか。

今後、本日いただいた意見を参考に計画（案）の見直しを行う。次第 3、報告、環境基本計画実施計画（平成 28 年度実績）資料 4 について事務局より説明を行う。

事務局：資料 4 東浦町環境基本計画実施計画（平成 28 年度実績）について説明を行う。東浦町環境基本計画実施計画は、環境基本計画に規定された施策を計画的に遂行するため、年度計画の作成と実績報告による環境基本計画の進捗状況の把握を行うことを目的として作成している。

実施計画の評価は、年度別計画に定めた事業内容の実施状況を3段階で評価しており、実施率が100%のものを○、50%から99%を△、49%以下を×としている。なお、施策推進のためのその他の取組は、県の支援施策の周知など、町が主体となった事業ではないため、評価を○と×のみとしている。

平成28年度の年度別事業数は126事業であったが、うち117事業が計画を100%実施している。

今後、東浦町環境基本計画実施計画（平成28年度実績）は、町ホームページで公開する。

会 長：事務局からの報告に対し、質問はあるか。

委 員：資料4の評価の基準について、年度別計画に対する実績の評価ではなく、事業の目標に対する評価ではないのか。

事 務 局：事業目標に対して平成28年度の事業計画を立てているため、年度別計画に対する実績を評価している。

委 員：15ページ容器等再利用の推進、環境課についてだが、イベントの際に割り箸や紙コップ等の使い捨てのものを使用しないというのは難しいので、方法を工夫し、イベント時のごみの分別を徹底するとしたほうが望ましい。

会 長：他に質問もないようであるため、今後のスケジュールについて説明する。今後、9月の全員協議会で中間報告を行い、9月20日からパブリックコメントを実施する。パブリックコメントの意見を踏まえ、計画（案）の修正を行い、第3回環境審議会において協議、答申を行う予定である。

委 員：今後、パブリックコメントを行うことになるが、パブリックコメント実施後、意見を集約したものを議会へ上程するのか。

事 務 局：計画（案）については議会へ報告するが、上程は行わない。手数料の額については、しかるべき時期に議会に諮るが、計画（案）を議会で諮ることはない。

委 員：手数料条例を議会に諮る前に、この計画内で10当たりの金額が決まってしまうため、本審議会が答申を行う前に全員協議会に報告し、議員の意見を聞いたうえで計画（案）を定める。定めた計画（案）を元に手数料条例を議会で諮るといったスケジュー

ールであると考える。

委員：本審議会で審議を行いながら計画（案）作成しているが、パブリックコメントで寄せられた意見に対し、回答を行うのか。

事務局：本町では、パブリックコメントで寄せられた意見には回答を行っており、本計画（案）に対しパブリックコメントで寄せられた意見についても第3回環境審議会において意見内容と回答を報告する。なお、手数料の額については、議会の議決事項のためパブリックコメントで意見があっても計画で定めることはない。

会長：パブリックコメント実施後に、第3回環境審議会を開催するが、多数意見が寄せられた場合は第4回環境審議会の開催も考えるため、寄せられた意見に対する回答や計画（案）の修正については検討する。  
閉会のあいさつ